

名古屋市公立保育所における 紙おむつ等定額利用サービス事業に関する覚書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と●●会社（以下「乙」という。）とは、名古屋市公立保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業（以下「本サービス」という。）に関し、下記のとおり覚書を交わし、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

記

第１条（目的）

この覚書は、本サービスを適正に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（実施期間）

本サービスの実施期間は、令和８年３月１日以降準備が整った保育所から順次開始し、令和１０年３月３１日までとする。

第３条（サービスの提供）

本サービスの提供は保育所単位とし、１園につき利用希望者が１名以上となる場合にはサービスを提供するものとする。

第４条（紙おむつ等の規格）

本サービスに係る乙が提供する紙おむつ、おしりふき（以下「紙おむつ等」という。）のサイズ及び銘柄は次のとおりとする。

品物（おむつ、おしりふき）	サイズ	銘柄

第５条（提供価格）

- 本サービスの提供価格は、１名当たり、通常プランは月額●円（税込）とする。乙は事業実施期間内において、サービスの利用者が不利となる価格変更及び提供することの内容の変更を行わないものとする。
- 契約は、園児１人につき１契約とする。

第6条（契約主体及び契約期間）

- 1 契約は、乙が直接利用者と締結するものとする。
- 2 契約期間は1か月ごととし、第2条に定める期間中は利用者からの申出がない限り自動更新とする。
- 3 第2条に定める期間中に新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中でも新規契約を可能とする。
- 4 第2条に定める期間中に利用者が解約を申し出た場合、期間途中での解約を可能とする。

第7条（請求及び支払い）

利用料金の支払い及び支払いに付随する手続については、乙と利用者間で行うこととし、甲は一切の費用を負担しない。

第8条（搬入について）

- 1 乙は、保育所の業務に支障のないように、紙おむつ等を搬入するものとする。
- 2 乙は、保育所の壁・床等に傷等の損害・危害を与えないよう、十分に注意し、搬入を行うこと。また、園児の安全確保については、特別の配慮を行うこと。

第9条（園へのサポート体制について）

乙は、本サービスを提供するに当たり、利用者及び保育所からの問合せに円滑に対応できる体制を整えること。

第10条（個人情報の保護）

- 1 乙は、本サービスの業務を遂行するに当たり、知り得た利用者と利用園児に関わる全ての個人情報について、法令及び乙の個人情報保護規程に則り、適切に管理するとともに、第三者に開示、漏洩又は利用等をさせないための措置を講じるものとする。
- 2 乙は、本サービスの目的以外で個人情報を利用してはならない。

第11条（遵守事項及び誠実協議）

- 1 本サービス業務の履行に当たり、運搬車両に関し道路交通法を遵守するとともに、最低賃金法、労働基準法等関連法令を遵守しなければならない。
- 2 業務中に保育所内の書類等の閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- 3 業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、実施期間満了後及び覚書解除後においても同様とする。
- 4 本サービスを実施するにあたり、別記「暴力団関係事業者にかかる特約条項」を遵守しなければならない。

第 12 条（契約の解除）

甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、乙と利用者間で締結する本事業の契約を解除することができる。

- 1 正当な理由なく本覚書に基づく本サービス業務に全部又は一部を履行しないとき。
- 2 本サービス業務の履行に当たり不正な行為があったとき。
- 3 本サービス業務の履行に当たり甲の職務の執行を妨げたとき。
- 4 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- 5 前各号に定めるもののほか、本覚書に違反し、その違反により本覚書の目的を達することができないと認められるとき。

第 13 条（その他）

甲及び乙は、本覚書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

令和 年 月 日

甲： 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市長 広沢 一郎

乙：